

(仮称)
第四次北九州市
高齢者支援計画
【試案】

(介護保険事業計画及び老人福祉計画)
(平成27年度～平成29年度)

北 九 州 市

目 次

総論

総論1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	3
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	9

総論2 現状と課題

1 高齢化の進行	10
2 高齢者を取り巻く現状と今後の課題	14
(1) 生きがい・社会参加・地域活動	14
(2) 健康づくり・介護予防	17
(3) 地域の見守り・支え合い	21
(4) 認知症高齢者の状況	23
(5) 家族介護者の状況	29
(6) 身近な相談と地域支援体制	33
(7) 介護保険制度	37
(8) 権利擁護・虐待防止	43
(9) 生活環境	46
(10) 高齢者福祉施策の市民評価と要望	48
3 将来推計と国の動向	50

総論3 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	54
2 計画の基本目標と施策の方向性	57

総論4 計画の推進体制

◇ 計画の体系図	67
----------	----

各論

各論1【健やか】いきいきと生活し、積極的に社会参加できるまち

【施策の方向性1】生きがい・社会参加・高齢者活躍の推進・・・

【施策の方向性2】健康づくり・介護予防の充実・・・・・・・・・・

各論2【支え合い】高齢者と家族を見守り支え合うまち

【施策の方向性1】地域協働による見守り・支援・・・・・・・・・・

【施策の方向性2】総合的な認知症対策の推進・・・・・・・・・・

【施策の方向性3】高齢者を支える家族への支援・・・・・・・・・・

各論3【安心】住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

【施策の方向性1】身近な相談と地域支援体制の強化・・・・・・・・

【施策の方向性2】介護サービス等の充実・・・・・・・・・・

【施策の方向性3】権利擁護・虐待防止の充実・強化・・・・・・・・

【施策の方向性4】安心して生活できる環境づくり・・・・・・・・

介護サービス量の見込み等と保険料について

資料

総論

総論 1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 高齢化の進行

本市の高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は、昭和60年の国勢調査で全国平均を上回り、それ以降上昇を続けています。「国立社会保障・人口問題研究所」の推計によると、戦後のベビーブーム世代、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）には、本市の人口の33.5%（およそ3人に1人）が65歳以上、20.7%（およそ5人に1人）が75歳以上になると予測されています。

(2) これまでの取組み

本市では、平成5年に「高齢化社会のモデル都市づくり」を進めるためのマスタープランとして「北九州市高齢化社会対策総合計画」を策定し、5年ごとの実施計画に基づいて、高齢化に対応する市民サービスの充実や行政体制の整備を進めてきました。これらの成果を踏まえ、さらなる高齢化に対応するため、平成18年度からは新たな計画として、「北九州市高齢者支援計画」を3年ごとに策定し、現在は第三次計画（平成24～26年度）に基づいてさまざまな高齢者施策を推進しています。

(3) 高齢者と地域を取り巻く課題

高齢化の進行により、介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加、また、これに伴う家族介護者の負担や不安への対応が課題となっています。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、生活様式や価値観の多様化などに伴う地域の見守り・支え合い機能の変容により、高齢者の「家族や地域からの孤立」の問題も深刻なものとなっています。

一方、国においては、社会保障・税一体改革により、すべての世代が安心と納得を実感できる「全世代型」の社会保障制度への転換を目指しています。

(4) 北九州市らしい高齢者施策の更なる推進

本市の平均寿命は男性78.85歳、女性86.20歳（平成22年都道府県別生命表）に達しており、「人生90年時代」をどう生きるかは一人ひとりの問題でありとともに、社会全体の問題にもなっています。また、介護や認知症の問題は、人生の中で誰もがいずれ何らかの形で関わることになると考えられます。これらの問題に対応することは、新しい地域づくりの契機ともなるものであり、行政サービスや制度の充実だけでなく、地域や社会、さらには個人も人生90年時代に対応して新しい価値観や新しい地域、新しい社会をつくっていくことが一人ひとりの幸福にもつながります。さらに、住まいや住まい方、介護や予防のあり方も、多様なニーズや状態に対応するために、これまでの取組みに加え、新しいことにチャレンジして選択肢を増やしていくことが必要です。

このようなことから、本市のこれまでの取組みを基礎として、北九州市らしい高齢者施策の更なる推進を図るとともに、市民一人ひとりがいきいきと安心して暮らし、ともに支え合う地域づくりに参加するためのきっかけとなるよう、地域社会全体で共有する指針として、「第四次北九州市高齢者支援計画」（計画期間：平成27～29年度）を策定するものです。

2 計画策定の背景

～第三次高齢者支援計画の成果～

平成24年3月に策定した「第三次北九州市高齢者支援計画」では、「家庭、地域、社会全体で安心のきずなを結び、すべての市民が生涯を通じてその人らしく、いきいきと活躍できる“参画と共生のまちづくり”」を基本理念として、地域社会を構成する家庭、地域住民、地域活動団体、事業者、NPO・ボランティア、民間企業と協働しながら、健康づくり・介護予防、生きがい・社会参加、認知症対策・権利擁護、介護保険サービスなど、さまざまな事業に取り組んできました。

その中で、先進的あるいは特色ある事業としては、

健康づくり・介護予防の充実

- 各校区に設置された市民センターを活用し、地域保健関係者や地域住民、関係者が連携して健康づくりを進める「市民センターを拠点とした健康づくり事業」
- 介護予防・生活習慣改善等の取組みや健康診査の受診等をポイント化し、そのポイントを健康グッズなどと交換する「健康マイレージ事業」
- 本市が開発した「ひまわりタイチー」や「きたきゅう体操」を通して介護予防の普及・啓発を図る「百万人の介護予防事業」
- 高齢者等の健康づくりに効果的な健康遊具を設置した公園で健康づくり教室などを開催する「公園で健康づくり事業」

生きがい・社会参加・地域活動の推進

- 産業活動や社会貢献活動の担い手として活躍できるスキルを身につけるために、起業独立やNPO活動などの夢の実現に向けた実践的な講座を行う「生涯現役夢追塾」
- 高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習活動、仲間づくりのイベントなどに関する各種情報をホームページや窓口で情報提供を行う「高齢者いきがい活動支援事業」
- 高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その活動を評価してポイント化し、ポイントを換金または寄付することができる「介護支援ボランティア事業」

- 街中の未利用市有地や公園の一部を無償で地域の自治組織等に貸し出し、花壇や菜園などに活用してもらう「まちの森プロジェクト」（政令市では初めての取組み）

総合的な認知症対策の推進

- 認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組む「認知症サポーターキャラバン事業」（総人口に占める認知症サポーターの割合は政令市トップクラス）
- 認知症の人や家族などが抱える不安や悩みなどが気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や家族への精神面での効果的な支援を行う「認知症コールセンター事業」

身近な相談と地域支援体制の強化

- 地域の見守りネットワークの網の目を細かくしていくことで、支援を必要としている方を必要な制度・サービスにつなげる本市独自の取組みである「いのちをつなぐネットワーク事業」
- 介護に関する相談をはじめ、高齢者の様々な相談に対応する総合相談窓口である「地域包括支援センター」の市直営による運営（直営は政令指定都市では本市のみであり、区の各窓口等と連携し相談等に迅速に対応しています）
- 身近なところに商店がなく日々の買い物に不安を抱えた高齢者などの「買い物弱者」の問題に、地域住民や民間事業者が行う支援活動をサポートする「地域協働による買い物支援の推進」

などが挙げられます。

介護保険制度においては、訪問介護・通所介護・小規模多機能型居宅介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供、平成24年度に創設された新たなサービスである、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの整備、また、特別養護老人ホームやグループホームの着実な整備など、サービスの充実を図りました。特別養護老人ホームの入所受入れ等の調査では、前回調査（平成23年度）と比べ、早期に入所する方の割合が高くなっています。

これらの取組みに対する市民の評価としては、平成26年度の市民意識調査において、「高齢社会対策」の評価が34項目中11位となっています。また、「健

康づくりの推進」については、平成22年度の5位から26年度は3位に上昇しています。

日本経済新聞社が、平成25年8月に全国の市町村と東京23区を対象に行った「全国市区『高齢化対応度』調査」では、政令指定市の中で第1位（7020市区町村中第5位）と非常に高い評価を得ています。

一方、市民要望（平成26年度市民意識調査）では、この20年間ほぼ一貫して第1位となっており、高齢社会対策に対する市民の皆様の強い関心と多くの期待が寄せられています。

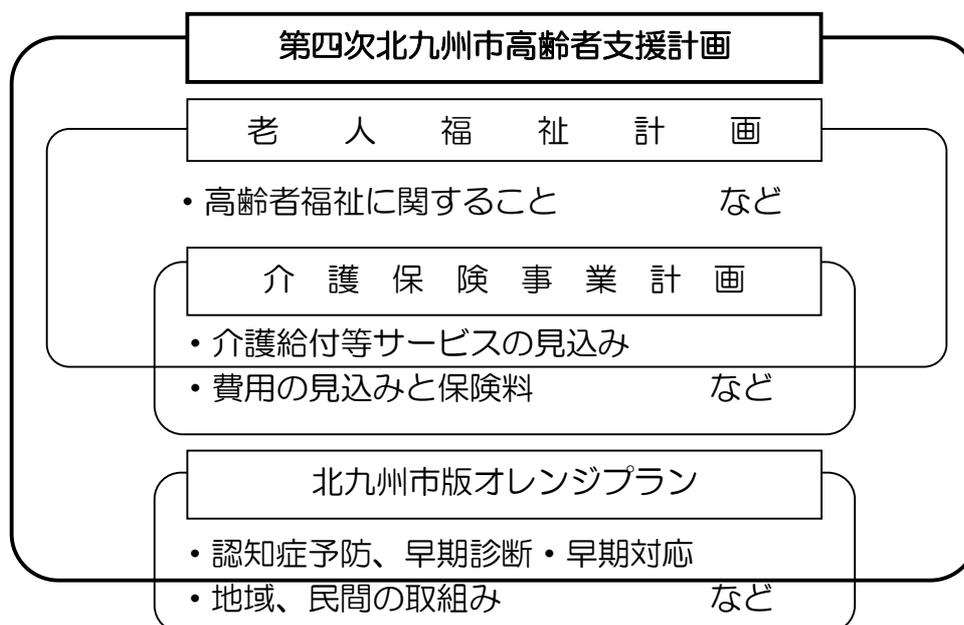
3 計画の位置づけ

(1) 法定計画として策定

本計画は、介護保険法（第117条）に規定されている、介護保険の各サービスの見込量やその確保のための方策などを定める「介護保険事業計画（第6期）」及び老人福祉法（第20条の8）に規定されている「老人福祉計画」を包含したものです。

また、厚生労働省が平成24年度に策定した「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」（計画期間；平成25～29年度）の方向性を踏まえ、本市独自の方策を加えた、認知症対策の基本的方向を示す「北九州市認知症施策推進計画（北九州市版オレンジプラン）」も含んでいます。

〔図1-2-1 国の法定計画等との関係〕



(2) 「元気発進！北九州」プランの分野別計画として策定

本計画は、誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくりを目指した、本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プラン（平成21～32年度）に基づく分野別の計画として位置づけられるものです。

したがって、本計画の推進にあたっては、「元気発進！北九州」プランの各分野別計画である「北九州市障害者支援計画」、「元気発進！子どもプラン」や、「北九州市高齢者居住安定確保計画」、「北九州市新成長戦略」などと相互に連携を図っていきます。

(3) 「北九州市の地域福祉（地域福祉計画）」を基盤として策定

地域福祉の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民、地域活動団体、事業者、NPO・ボランティアなどが一体となって、身近な見守りや交流など、地域における様々な取組みを進める必要があります。本市では、このような取組みを進めるため、地域社会全体で共有する指針として平成23年2月に「北九州市の地域福祉（地域福祉計画）」を策定しています。

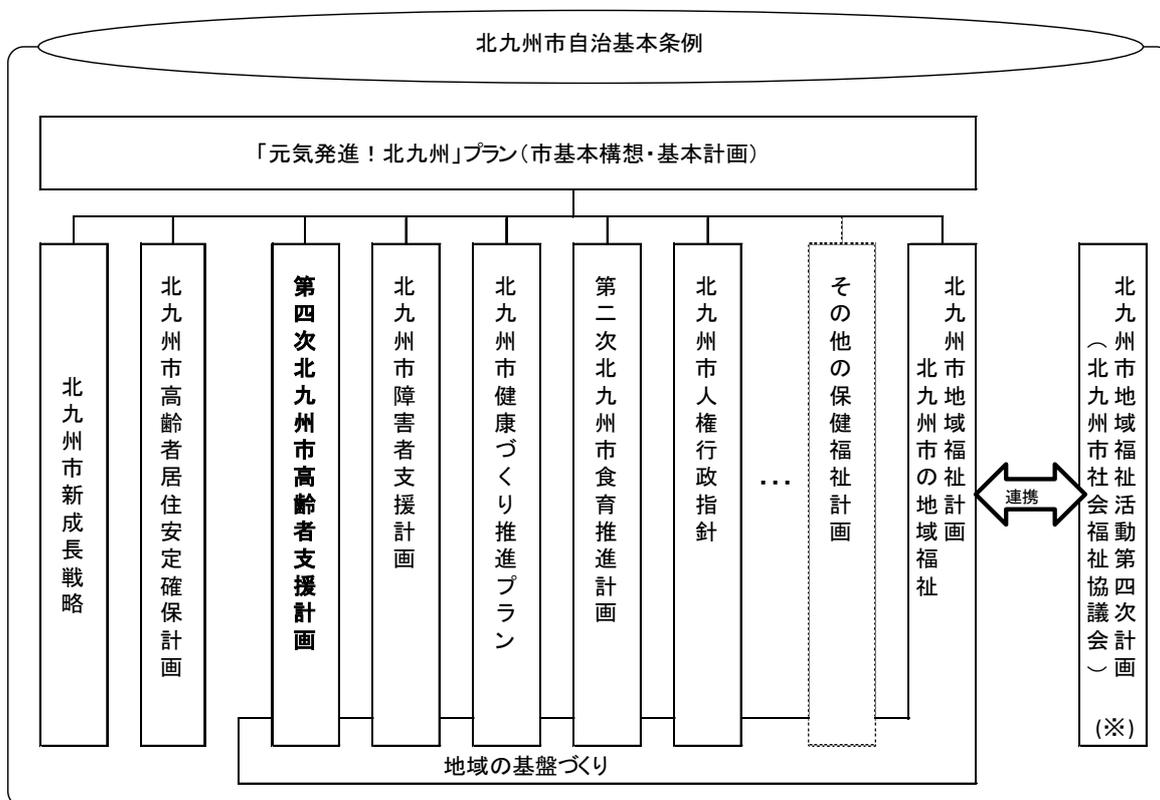
したがって、本計画における地域の交流・見守り・支援などの施策の展開にあたっては、地域福祉計画で進められる地域の基盤づくりのもと、様々な関係団体と行政が連携・協働しながら取組みを進めます。

(4) 「北九州市自治基本条例」を踏まえて策定

社会経済情勢が急速に変化し、人々の価値観や行政ニーズが多様化する時代にあっては、これまで以上に的確に市民の意思を踏まえながら市政運営を行っていくことが必要です。時代の変化や地域の実情に応じた独自の住民自治の拡充を図るため、本市では、平成22年に、市政運営の基本原則や市政への市民参画、コミュニティ活動のあり方などの自治に関する基本事項を定めた「北九州市自治基本条例」を制定しました。

本計画は、本市の自治運営における基本ルールである当該条例の趣旨を踏まえて策定し、当該条例の指針に基づいて施策を推進していきます。

〔図1-2-2 第四次高齢者支援計画の位置づけ(各種計画・条例との関係)〕



※ 地域福祉の連携を目的とする団体として、社会福祉協議会が地域でさまざまな活動を行っており、北九州市社会福祉協議会は、行政計画との整合を図りながら地域活動を推進するため、平成23年4月に「北九州市地域福祉活動第四次計画」を策定しています。

(5) 市民、関係団体などの幅広い意見を踏まえて策定

本計画は、保健・医療・福祉関係者や学識経験者、公募による市民代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」で出された意見や、平成25年度に行った「北九州市高齢者等実態調査」等の各種調査の結果、市民生活や地域に密着したテーマについて市民の意見を伺う「地域ふれあいトーク」や「関係団体の意見を聴く会」における意見などを踏まえて策定したものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

〔図1-2-3 第四次高齢者支援計画の期間〕

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
北九州市 基本構想 基本計画	「元気発進！北九州」プラン (基本計画はH32年度まで12年間)					
地域福祉	北九州市の地域福祉2011～2020 (H32年度まで10年間)					
高齢者 支援	第三次北九州市高齢者支援計画 (H24年度～H26年度)			第四次北九州市高齢者支援計画 (H27年度～H29年度)		

《参考》 計画期間の根拠について

「介護保険事業計画」は3年を1期として策定することが介護保険法第117条第1項に規定されています。また、「介護保険事業計画」と「老人福祉計画」は、一体のものとして作成することが介護保険法第117条第4項及び老人福祉法第20条の8第6項に規定されています。

以上のことを踏まえ、この計画の期間は3年としています。

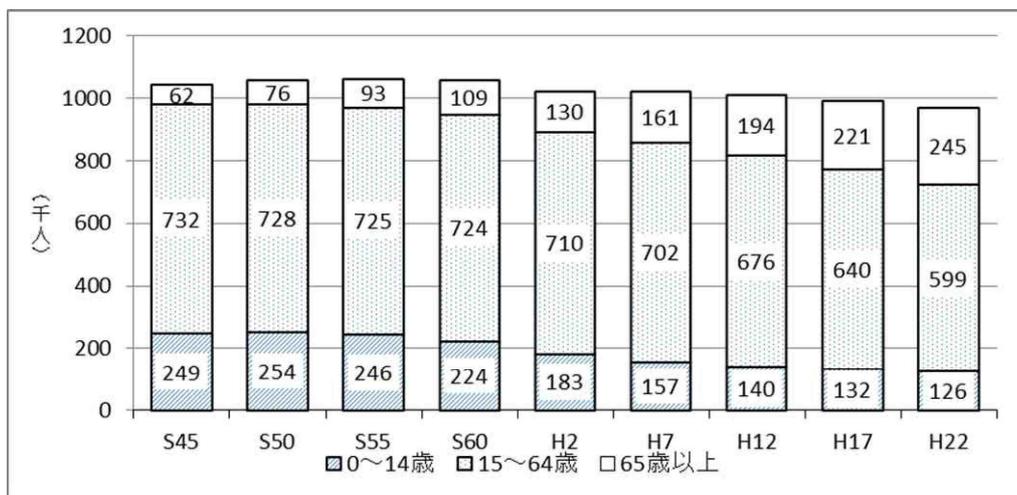
総論 2 現状と課題

1 高齢化の進行

(1) 高齢化率の上昇

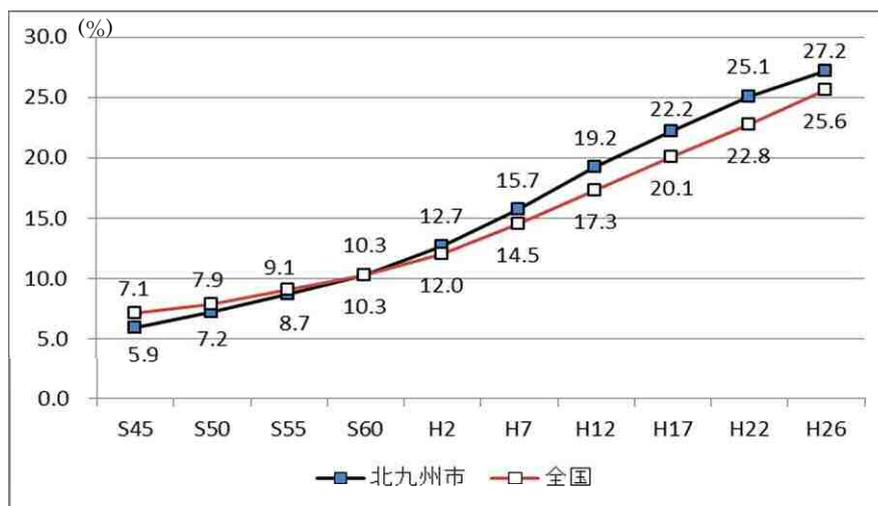
本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、平成26年3月31日現在で27.2%と、人口の約3.7人に1人が高齢者という状況であり、政令指定都市の中で最も高くなっています。

【 図2-1-1 本市の年齢三区分の推移 】



【出典】 総務省「国勢調査」（平成22年）

【 図2-1-2 本市と全国の高齢化率の推移 】



【出典】 昭和45年から平成22年までは 総務省「国勢調査」（平成22年）
平成26年の北九州市は住民基本台帳（3月31日現在）、全国は総務省人口推計（4月1日現在概算値）

【 表2-1-3 高齢者数及び高齢化率の政令指定都市比較 】

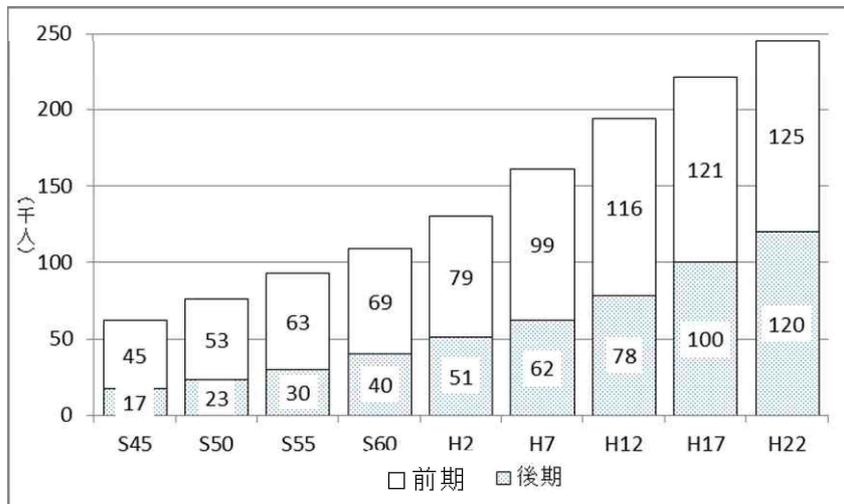
	高齢化率 (H26.1.1)	高齢者数(人)	総人口(人)
全国	24.7	31,720,621	128,438,348
福岡県	23.8	1,216,964	5,118,813
北九州市	26.8	263,131	981,891
札幌市	22.7	438,592	1,930,496
仙台市	20.4	213,774	1,049,578
さいたま市	20.8	261,208	1,253,582
千葉市	22.8	218,456	960,051
横浜市	21.9	812,237	3,714,200
川崎市	18.2	261,385	1,433,765
相模原市	21.8	155,751	713,351
新潟市	25.2	202,862	806,525
静岡市	26.6	190,864	718,774
浜松市	24.2	196,943	812,286
名古屋市	22.9	515,536	2,254,891
京都市	25.4	360,621	1,420,719
大阪市	23.9	637,482	2,667,830
堺市	24.8	210,355	849,107
神戸市	24.8	385,362	1,553,789
岡山市	23.4	165,182	704,572
広島市	22.0	260,703	1,186,928
福岡市	19.0	279,704	1,474,326
熊本市	22.6	165,817	734,287

【出典】総務省による調査

(2) 75歳以上の高齢者（後期高齢者）の増加

本市の高齢者に占める75歳以上の人の割合は、昭和45年当時は3割に満たない状況でしたが、平成22年には半数近くに達しています。

【 図2-1-4 本市の前期高齢者及び後期高齢者の推移 】



【出典】総務省「国勢調査」(平成22年)

(3) 平均寿命の推移

本市の平均寿命は男性78.85歳、女性86.20歳に達し、昭和45年当時と比べると、およそ10年延伸しています。

【 図2-1-5 平均寿命の推移 】

(単位：年)

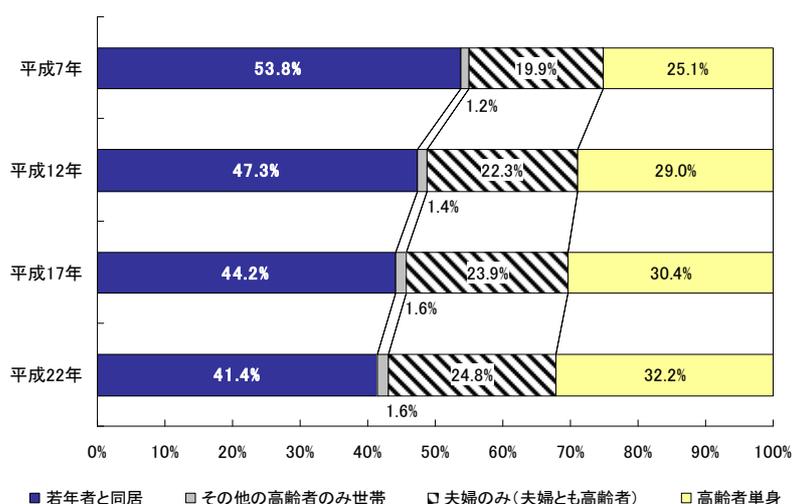
年次	北九州市		全国	
	男性	女性	男性	女性
昭和40年 (1965)	—	—	67.74	72.92
昭和45年 (1970)	69.24	75.08	69.84	75.23
昭和50年 (1975)	70.95	76.94	71.79	77.01
昭和55年 (1980)	72.70	78.84	73.57	79.00
昭和60年 (1985)	73.94	80.66	74.95	80.75
平成2年 (1990)	74.73	81.91	76.04	82.07
平成7年 (1995)	75.82	83.04	76.70	83.22
平成12年 (2000)	77.00	84.21	77.71	84.62
平成17年 (2005)	77.81	85.55	78.79	85.75
平成22年 (2010)	78.85	86.20	79.59	86.35

【出所】厚生労働省「平成22年都道府県別生命表」

(4) 高齢者のみの世帯の増加

平成12年以降、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち、5割以上の世帯が高齢者のみで生活しており、高齢者の単身世帯も増加しています。

【 図2-1-6 高齢者のいる世帯の家族類型別世帯の割合の推移 】

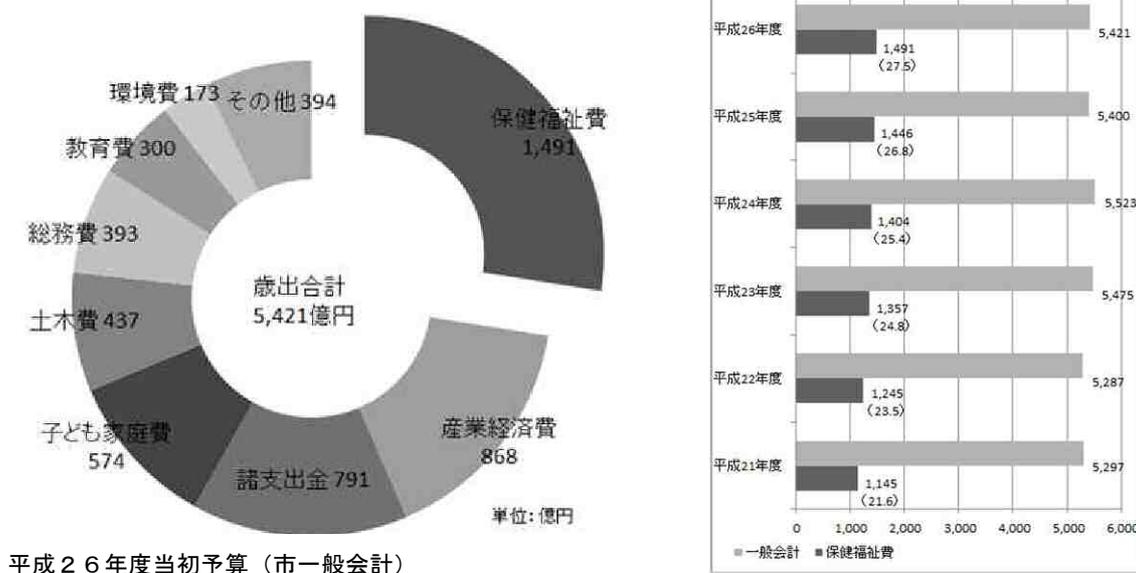


【出典】総務省「国勢調査」(平成22年)

(5) 保健福祉費の上昇

本市の保健福祉費は一般会計の4分の1を超える水準にあります。本市は市税など自主的に収入できる財源が少なく、地方交付税など国からの収入等に依存する脆弱な財政基盤に加えて、今後も高齢化の進行等による保健福祉費の伸びが見込まれるなど、本市財政を取り巻く状況はさらに厳しさを増すことが予想されます。

【 図2-1-7 市一般会計に占める保健福祉費の割合 】



2 高齢者を取り巻く現状と今後の課題

(1) 生きがい・社会参加・地域活動

ア 現状

高齢者の社会貢献について

一般高齢者（※）のうち、「高齢者であっても、自分のできる範囲で社会貢献したい」と考えている人は52.7%に達しています。

また「積極的に社会貢献したい」と考えている人は4.0%と、あわせて6割近くの高齢者が、高齢者であっても社会貢献したいと考えています。

（※）【「一般高齢者」と「在宅高齢者」】

「平成25年度北九州市高齢者等実態調査」では、調査対象者を以下のように定義しています。

- ◇ 一般高齢者；65歳以上の人のうち、要支援・要介護認定を受けていない人
- ◇ 在宅高齢者；65歳以上の人のうち、要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している人

【 図2-2-1-1 高齢者の社会貢献について 】



【出典】平成25年度 北九州市高齢者等実態調査

地域活動・ボランティア活動への参加状況

一方、この1年間に自治会や老人クラブなどの地域活動に参加したかどうかを尋ねたところ、「参加した」という人は36.4%でした。また、ボランティア活動について、この1年間に「参加したことがある」という人は24.2%でした。

【 図2-2-1-2 過去1年間の地域活動への参加経験 】



【出典】平成25年度 北九州市高齢者等実態調査

【 図2-2-1-3 過去1年間のボランティア活動への参加経験 】



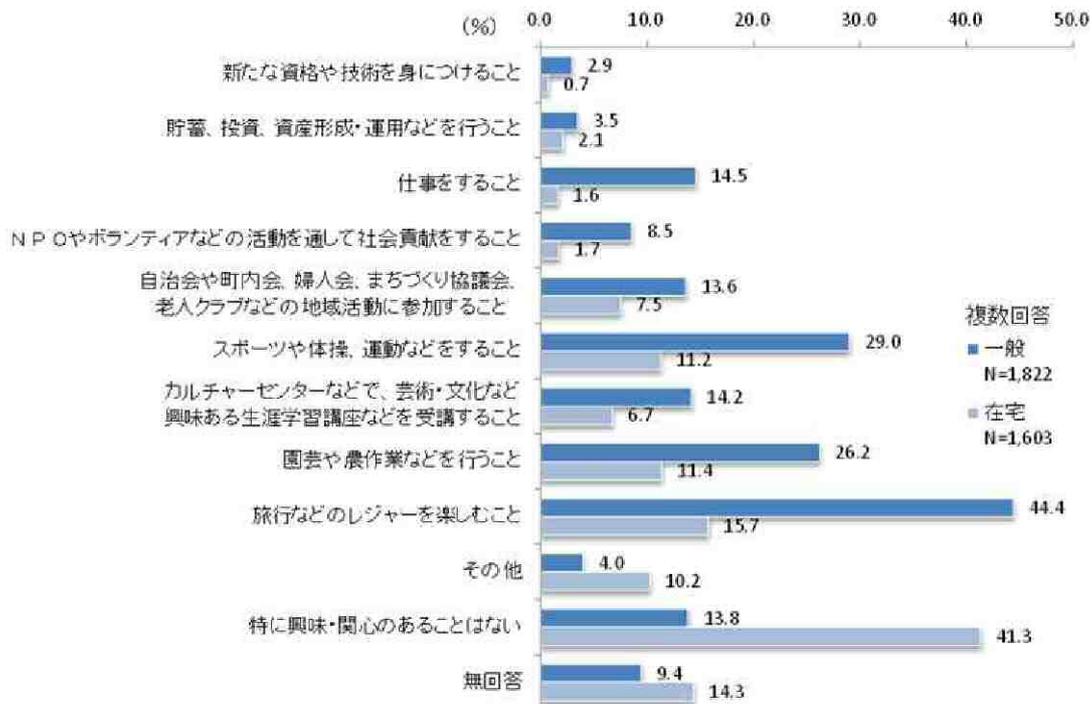
【出典】平成25年度 北九州市高齢者等実態調査

興味・関心があること、今後取り組んでみたいこと

興味・関心があること、今後取り組んでみたいことについて尋ねたところ、一般高齢者では、「旅行などのレジャーを楽しむこと」が44.4%で最も多く、次いで「スポーツや体操、運動などを行うこと」が29.0%となっています。また、「特に興味・関心のあることはない」は13.8%でした。

在宅高齢者では、「特に興味・関心のあることはない」が41.3%で最も多く、一方、興味・関心があることは、「旅行などのレジャーを楽しむこと」が15.7%、「園芸や農作業などを行うこと」が11.4%となっています。

【 図2-2-1-4 興味・関心があること、今後取り組んでみたいこと 】



【出典】平成25年度 北九州市高齢者等実態調査

イ 今後の課題

仕事を退職したり、または子育てが一段落することで、高齢期に入るとそれまでの社会関係が失われ、生きがいを見失ったり、社会的に孤立する恐れが出てきます。

定年退職後も10万時間もの時間があると言われる中で、もはや高齢者が過ごす日々は「余生」ではなく、健康が維持される間は活動的な日々を送ることができる「第二の人生（セカンドライフ）」という発想に転換することが必要です。

「人生90年時代」を迎えた現在、高齢者がいきいきと充実した生活を送るためには、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を深めたり、社会の変化に対応した新しい知識を身につけたりすることを通じて、同じ趣味や興味を持つ仲間同士での交流や繋がりを深めていくことが必要です。

今後も、高齢者の生きがいづくりや社会参加をさらに進めていくため、生涯学習活動や就労に関する効果的な情報発信をはじめ、年長者研修大学校のカリキュラムの充実、生涯スポーツ活動への支援などに取り組む必要があります。

また、地域に目を向けると、住民同士の繋がりが希薄化しており、地域活動の担い手不足が深刻化しています。

本市では、要支援・要介護認定を受けていない高齢者は全体の8割近くであり、その中には、いわゆる元気高齢者も多くいます。高齢者が他の世代と同様に社会の重要な一員として、地域行事や地域団体、またはボランティア活動などの社会活動に参加することで、地域の担い手として社会的役割を持つことは、生きがいづくりや介護予防に繋がるとともに、活力ある地域社会の構築に不可欠です。

今後は、高齢者の主体的な地域活動の促進に向けて、年長者研修大学校や生涯現役夢追塾などにおける地域活動の担い手の育成、個々の活動へのマッチングも含めたボランティア情報等の提供などに力を入れていくとともに、現役世代に対しても、高齢期を迎えるための「備え」として、地域活動やボランティア活動への参加に関する意識啓発や情報提供を行っていく必要があります。